

採用候補者決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金」と記載がある人

採用候補者決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金(進学後の手続きにより採用)」と記載がある人

採用候補者決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金(日本政策金融公庫の手続き必要)」と記載がある人

入学時特別増額貸与奨学金を「辞退」したい人

進学後、進学届(入学後、進学した旨を届け出る手続き)提出時までには保護者等が公庫の「国の教育ローン」を申し込む(必須)
公庫が定める要件(※1)を満たす方が審査対象となります(融資を受ける意思のない方は、申込みを受け付けてもらえません)。
※1【公庫が定める要件】
1.借入申込人世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること 2.借入申込金額が300万円を超えていないこと 3.用途が教育資金であること 4.保護者等による申込みであること 5.公庫の定める融資対象校であること

審査の結果「国の教育ローン」を受けられなかった。

審査の結果「国の教育ローン」を受けることができた。

申込対象外
公庫の定める要件を満たさなかった。

採用候補者決定通知と次の3つの書類を併せて進学先へ提出
1.日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて(申告)
2.公庫の国の教育ローン借入申込書(お客様控え)のコピー
3.融資できなかった旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

公庫の「国の教育ローン」をご利用ください。

入学時にまとまった資金が必要な場合は、銀行等の教育ローンをご利用ください。

採用候補者決定通知を進学先へ提出

採用候補者決定通知を進学先へ提出
(進学先には「辞退する」旨を伝えてください)

進学後、インターネットにより進学届を提出することで貸与を受けることができます。

進学後、インターネットにより進学届を提出する際、最終的意思確認がありますので、その時に辞退してください(辞退に関する届出書等は不要です)。

月々の奨学金と入学時特別増額貸与奨学金(初回振込み時に1回振込み)が、奨学生本人名義の口座に振り込まれます。

月々の奨学金のみが奨学生本人名義の口座に振り込まれます。

初回振込は4月から6月のいずれかです(進学先が指定する進学届提出の期限を厳守してください)。